

## 技術上の基準に対応する事項：貯蔵（貯槽による）

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 22条	液 石 23条				
第1種製造者の基準準用					
6-1-1	6-1-1	境界線・警戒標（事業所）			
6-1-2	6-1-2	設備距離	第1種設備距離＝ （第1種保安物件（            ）までの距離：            m） 第2種設備距離＝ （第2種保安物件（            ）までの距離：            m）		
	6-1-3	設備距離確保のための貯蔵設備 及び処理設備の埋設等			
	イ	・貯蔵設備の障壁			
	ロ	・貯蔵設備又は処理設備の障壁			
	ハ	・貯蔵設備又は処理設備の防消 火上有効な措置			
	6-1-4	貯槽の地盤面下設置（可燃性）			
	6-1-5	埋設貯槽の構造			
	イ	・貯槽室の構造			
	ロ	・貯槽頂部の位置			
	ハ	・隣接貯槽の間隔			
	6-1-6	一部埋設貯槽の腐食防止措置			
6-1-3	6-1-7	火気取扱施設との距離 （可燃性ガス、特定不活性ガスの 製造設備）	8m以上（            までの距離：            m） 流動防止措置等：		
6-1-5	6-1-8	貯槽間距離（可燃性ガス：貯蔵 能力300m <sup>3</sup> 又は 3000kg以上）	1m又は最大直径の和/4以上 （            貯槽と            貯槽の距離：            m） 防消火上有効な措置：		
6-1-6	6-1-9	可燃性ガス、特定不活性ガス貯槽 の識別措置			
6-1-7	6-1-10	液化ガス貯槽の流出防止措置 （可燃性ガス、酸素：1000ト以上 毒性ガス：5ト以上）			
6-1-8	6-1-11	防液堤の内外面における設備等 の設置制限			
6-1-9	6-1-12	製造設備を設置する室の滞留し ない構造 （可燃性ガス、特定不活性ガス）			
	6-1-13	ガス設備の気密な構造	機器等一覧表のとおり。		
6-1-11 6-1-12	6-1-17 6-1-18	耐圧・気密試験（高圧ガス設備 ）	強度計算書のとおり。		
6-1-13	6-1-19	十分な強度（高圧ガス設備）			
6-1-14	6-1-14	ガス設備の材料			
6-1-15	6-1-15	高圧ガス設備の基礎			
6-1-16	6-1-16	貯槽の沈下状況測定及び措置			

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 2 2 条	液 石 2 3 条				
6-1-17	6-1-20	地震の影響に対して安全な構造 (塔槽類・配管・支持構造物・基礎)			
6-1-18		温度計、常用温度の範囲内に戻す措置 (高圧ガス設備)	温度計一覧表のとおり。		
6-1-19	6-1-21	圧力計、安全装置 (高圧ガス設備)	圧力計一覧表、安全弁・破裂板・逃し弁一覧表のとおり。		
6-1-20	6-1-22	安全弁等放出管開口部の位置			
6-1-21	6-1-23	負圧防止措置 (可燃性ガス低温貯槽)			
6-1-22	6-1-24	液面計 (液化ガス貯槽) 破損時の漏えい防止措置 (可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス)			
6-1-24	6-1-25	貯槽に取り付けた配管に設けるバルブ (可燃性ガス、毒性ガス、酸素の貯槽)			
6-1-25	6-1-26	速やかに遮断する措置 (可燃性ガス、毒性ガス、酸素の液化ガス貯槽)			
6-1-31	6-1-29	ガス漏えい検知警報設備 (可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガスの製造施設)			
6-1-32		温度上昇防止措置 (可燃性ガス、毒性ガスの貯槽)			
	6-1-28	耐熱及び冷却上有効な措置 (貯槽及び支柱)			
6-1-33		識別措置・危険標識 (毒性ガスの製造施設)			
6-1-35		配管等の接合方法 (毒性ガスのガス設備)			
6-1-36		配管の二重管等 (特殊高圧ガス五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスのガス設備)			
6-1-37		除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、その他一部の毒性ガスの製造設備)			
6-1-38	6-1-30	静電気除去措置 (可燃性ガス、特定不活性ガスの製造設備)			
6-1-39	6-1-31	防消火設備 (可燃性ガス、酸素、三フッ化窒素の製造施設)			
6-1-39 の2		消火設備 (特定不活性ガスの製造施設)			
6-1-40	6-1-33	通報のための措置 (事業所)			
6-1-41	6-1-34	バルブ等の操作に係る措置			

## 技術上の基準に対応する事項：貯蔵（容器による）

規 則		項 目	対 応 事 項	該 当 の 有 無	資 料 名 資 料 番 号 (図面番号)
一 般 23条	液 石 24条				
*容器が配管により接続された場合					
1号	1号	設備距離	第1種設備距離＝ (第1種保安物件 ( ) までの距離： m) 第2種設備距離＝ (第2種保安物件 ( ) までの距離： m)		
	2号	障壁の設置			
1号	3号	第1種製造者の基準準用			
6-1-42イ	6-1-35イ	・容器置場の明示・警戒標			
ロ	ロ	・容器置場は二階建以下 (可燃性ガス、酸素は原則、一階建)			
ホ	ホ	・充填容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)			
ハ	ハ	・滞留しない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
ト		・自然発火に対して安全な措置 (シラン、ホスフィン、モリブデン)			
チ		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、そ の他の一部の高圧ガス)			
リ	ト	・二階建容器置場の構造			
ヌ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素)			
2号	4号	第1種製造者の基準準用			
6-1-11 6-1-12	6-1-17 6-1-18	耐圧・気密試験 (高圧ガス設備 )	機器等一覧表のとおり。		
6-1-13	6-1-19	十分な強度 (高圧ガス設備)	強度計算書のとおり。		
*容器が配管により接続されていない場合					
3号	5号	第1種製造者の基準準用			
6-1-42	6-1-35	容器置場・充填容器等の基準			
イ	イ	・容器置場の明示・警戒標			
ロ	ロ	・容器置場は二階建以下 (可燃性ガス、酸素は原則、一階建)			
ハ ニ	ハ ニ	・置場距離 ・障壁の設置	第1種置場距離＝ (第1種保安物件 ( ) までの距離： m) 第2種置場距離＝ (第2種保安物件 ( ) までの距離： m)		
ホ	ホ	・充填容器の直射日光を遮る ための措置 (可燃性ガス、酸素)			
ハ	ハ	・滞留しない構造 (可燃性ガス、特定不活性ガス)			
ト		・自然発火に対して安全な措置 (シラン、ホスフィン、モリブデン)			
チ		・除害措置 (特殊高圧ガス、五フッ化ヒ素等、そ の他の一部の高圧ガス)			
リ	ト	・二階建容器置場の構造			
ヌ	チ	・消火設備 (可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素、三フッ化窒素)			